

利用料金表<短期入所・ユニット型>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<1割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (1割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	529	22	-	78	629	9	5,661
	要支援2	656	22	-	95	751	16	12,016
	要介護1	704	22	18	105	849	23	19,527
	要介護2	772	22	18	114	926	24	22,224
	要介護3	847	22	18	125	1,012	30	30,360
	要介護4	918	22	18	135	1,093	30	32,790
	要介護5	987	22	18	144	1,171	30	35,130

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日	
第1段階	生活保護受給者	300	880	1,180	35,400	
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	880	1,480	44,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	1,370	2,370	71,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	1,370	2,670	80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者	1,445	2,066	3,511	105,330	

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<短期入所・ユニット型>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<2割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (2割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	529	22	-	78	1,258	9	11,322
	要支援2	656	22	-	95	1,546	16	24,736
	要介護1	704	22	18	105	1,698	23	39,054
	要介護2	772	22	18	114	1,852	24	44,448
	要介護3	847	22	18	125	2,024	30	60,720
	要介護4	918	22	18	135	2,186	30	65,580
	要介護5	987	22	18	144	2,342	30	70,260

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日	
第1段階	生活保護受給者	300	880	1,180	35,400	
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	880	1,480	44,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	1,370	2,370	71,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	1,370	2,670	80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者	1,445	2,066	3,511	105,330	

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<短期入所・ユニット型>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<3割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (3割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	529	22	-	78	1,887	9	16,983
	要支援2	656	22	-	95	2,319	16	37,104
	要介護1	704	22	18	105	2,547	23	58,581
	要介護2	772	22	18	114	2,778	24	66,672
	要介護3	847	22	18	125	3,036	30	91,080
	要介護4	918	22	18	135	3,279	30	98,370
	要介護5	987	22	18	144	3,513	30	105,390

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日	
第1段階	生活保護受給者	300	880	1,180	35,400	
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	880	1,480	44,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	1,370	2,370	71,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	1,370	2,670	80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者	1,445	2,066	3,511	105,330	

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。